令和７年度　第５回大島町農業委員会総会議事録

令和７年度定例大島町農業委員会が、令和７年８月２５日（月）午前１０時より大島町役場３階第３会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

1、山本政一　2、笠間隆夫　3、五十嵐初代　4、島村春彦　5、三田一也
6、中拂晶　7、鎌原道夫　8、向山吉昭　9、中山定彦　10、新保鐵雄
11、中村冨長

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員　欠席無し　　推進委員　欠席無し

4、出席職員は次の通り

坂上智彦　産業課長
山田貴訓　農業係長
河西健知　主事

5、付議された案件

日程第１：農地の権利移動の許可について
日程第２：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定
日程第３：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知　主事

中拂議長　それでは令和７年度第５回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は１１名中１１名、欠席委員は０名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は１名中１名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

（～異議なしの声　多数～）

中拂議長　ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第４１条に規定する議事録署名委員は９番委員と５番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務

局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第１「農地の権利移動の許可について」について議案第５号上程いたします。事務局から報告をお願いします

事務局（河西）はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第５号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲番地、○○、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、花き類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名。既存の農業機械等は軽トラック１台、耕運機１台、ユンボ１台です。５ページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長　ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします

向山委員　はい。

中拂議長　はい。８番。

中拂議長　８番、議案５号農地法第３条農地の権利移動の許可について補足説明をいたします。令和７年８月２２日、地元委員、中山さん、私、農地利用最適化推進委員、澤田さん事務局河西さん、申請者、○○さん以上５名にて、現地調査、見回りをいたしました。その結果、３委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々も不耕作地解消のためにもよろしくお願いいたします。申請地内には住宅▲棟建っております。横には倉庫▲棟でかい倉庫は▲棟建っておりましたが、現在では撤去済みです。▲棟建っている建物も近いうちに解体するそうです。申請地は平たんで日照時間も長く、海岸から離れており、塩害も考えられません。申請地は三方町道となっておりますので近隣への雨水、土砂流出は考えられません。申請地内は、回り三方、椿の木、椎の木、雑木等の森林に覆われる防風林となっております。農業用水、家庭用水道も管理されており、作物は、花き類を栽培する予定とのことです。この地域一帯は□□と□□と半々ぐらいです。申請地は□□、北側は□□、東側□□、南側□□、西側も□□です。それで農業以外の仕事を持ってる人がね、農業に魅力を持って、農業の仕事に参入する方たちがね、増加すれば、将来大島農業を大いに期待することができると思います。それに耕作放棄地の減少にも繋がりますので、皆さんよろしくお願いします。以上、補足説明を終わります。

中拂議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

笠間委員　はい。

中拂議長　はい。２番。

笠間委員　○○さんこれは○○の次期□□ですよね。農業やりたいってことで実際にどうなんですか話聞いてみて。私、どうしても資材置場とか残土置場にしちゃうじゃないかと、気がしないわけでもないんですけども。

向山委員　それはないない、ちゃんと植えるって言っているから。今の□□にもメモして確認してきてますんで、□□、今の□□の○○君の父親ね。ほいでその前にね、今回の農振畑なんですけどね、そこへはっきりと何を植えるってその品目は聞いてないんですけどね。

それで、その道路を挟んで下の方はやっぱり同じ〇〇さんの土地だったんですよ。そこは、〇〇さんの関係の人なのかここで、前に議案出たと思うんだけど、そっちは□□だったんですよ。□□で□□。□□で□□済みなんで下は、だんだんになってるんですけど、見たらね。それで今現在で見てみるとね、下はね、でかいユンボ２台とペイローダーだとかトラックだとか大勢でどんどんどんどん綺麗にしてる。だからどういう物を植えるのかが、楽しみにしてるんですけどね。これからね、農業者っていうか、農業やってない人がどんどんね、会社員とかね、公務員でもそうだし自営業でもそうだし、農業にやっぱりいろいろと感じてね、どんどんどんどん参入してくれればあれですよ。大いに期待できると思います。ほいで、今現在□□っていうのは現在募集はしないんでしょ、だからこういう人たちがどんどんどんどんしてやる。□□でやれば、畑にするのは簡単だから皆機械持ってるから、南部の方には何件か、でかい□□なんかもやってるでしょ。そうやって増えてくれればね、一番我々にとって一番いいことですから、よろしくお願いします。以上です。

笠間委員　はい。わかりました。

中拂議長　他、何かご意見ありますか。はい５番。

三田委員　申請するとき営農計画書いてもらっていると思うんですけど、一応それはどういうふうになっているの？

事務局（河西）はい、〇〇さんからご提出があった営農計画書ですね、初めて農地を持たれる方なので。営農計画書にはハランを作りますっていう計画書が出ています。

三田委員　はい。ありがとうございます。

中拂議長　他、何かご意見ありますか。

（全員　挙手なし）

中拂議長　よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第１、議案第５号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ということで、議案第５号については原案通り承認されました。なお初めての方ですので、地区担当の委員の皆様、時々回っていただくということでよろしくお願いいたします。

中拂議長　続きまして日程第１「農地の権利移動の許可について」について議案第６号上程いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局（河西）はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第６号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲丁目▲番▲▲号、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲、▲▲番▲▲でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、女▲名。既存の農業機械等は耕運機１台刈払機１台です。８ページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□近くの□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長　ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

鎌原委員　はい。

中拂議長　はい。７番。

鎌原委員　はい。現地確認したところ、現在、もうすでにサツマイモの栽培をされてるっていうことで。坪数は少ないんですけどね、栽培されてるってことで問題ないかと思いました

中拂議長　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

三田委員　はい。

中拂議長　はい。５番。

三田委員　この方は、農家？

笠間委員　農業やっている人っていうか、目的がさっき言ったようにサツマイモ作ってるでしょ、で、この人は今はどうか分からないけど□□の□□やってた人。で、子供なんかに今芋ほりを体験させて、そういう農業体験するというようなことを長らくやってる自分たちで、それでもっとこれからも広げていきたいということを決心して、年の割にはっきり言って、それだけ元気があるんだけど、もっともっとやってもらえば、子供にそういう体験させるでもいいのではないかなとは思いました。以上です。

事務局（河西）この方は農家です。すでにもう農地を持たれています。

三田委員　はい。わかりました。

中拂議長　他、何かご意見ありますか。はい。８番。

向山委員　３条申請でね、こうやって▲▲平米ちょっとありますよね。これやってもらえればね。やっぱりね、放棄地じゃあれですよね。手付かずじゃ放棄地がまた増大するような傾向になりますんでね、やってもらえば一番いいと思いますよ。はい。以上。

中拂議長　一言、この案件は現在放棄地ということではなくて、作付がされているということですので、そこはご了承ください。他、何かご意見ありますか。

（全員　挙手なし）

中拂議長　よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第１、議案第６号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ということで、議案第６号については原案通り承認されました。

中拂議長　続きまして日程第１「農地の権利移動の許可について」について議案第７号上程いたします。事務局から報告をお願いします

事務局（河西）はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第７号をご説明いたします。農地の権利移動の許可について、議案第７号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲□□▲□□▲▲、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲丁目▲番▲号、○○、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労

働力、女▲名。既存の農業機械等は耕運機１台です。１１ページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長　ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

笠間委員　はい。

中拂議長　はい。２番。

笠間委員　はい。１１ページを見てください。１１ページのところはカラー枠で囲ってあるところが今回の申請地です。今現在トバクサが出ています。で平らな土地になっています。だからトバクサを退治してから、作付けも大変だと思いますけれども、その前に赤枠で囲った線の前に地続きで家が１件あるんですけれども、ここをすでに本人は買ってあって、ここに家を買って、この申請地が続きに分筆されてますけども、これだけあるんだったら何かやりたいということで本人やる気になったみたいです。本人は島の人なのか、代理人が来たんですけれども、その人はやる気があるんですかって聞いたら、大島に戻ってきて□□に住んでます。□□からここ移動して、やる気はあるみたいです。いろいろ大島に帰った経緯なんかも全部必要ですかというふうに代理人は言ってたけども、そこまで我々が聞く必要ないだろうと。本人がやる気があって、ここへ移動してもう住居を構えられるようになってですね。まだ住んでおりませんけれども、そしてここで野菜を栽培したいんですと。先ほどの話じゃないですけども、少しでも荒地がそういう畑として活用は結構なことだろうと思いますので。以上です。

事務局（河西）事務局から補足説明します。この方は初めて農地を取得される方で営農計画書の提出あります。トマトとスイカを自宅の前の畑で栽培していきたいということです。以上です。

中拂議長　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

（全員　挙手なし）

中拂議長　意見がないようですので、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第１、議案第７号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ということで、議案第７号については原案通り承認されました。

中拂議長　続きまして、日程第２「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（河西）はい、それでは説明いたします。農用地利用集積計画（案）でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲番▲。地目は畑で、▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者（貸手）は□□▲▲番地の▲▲□□▲号棟▲▲号、〇〇、□□▲▲番地▲、〇〇、利用権の設定を受ける者は（借手）□□▲▲－▲、〇〇となっております。今回の借入れ農地で、露地花きを栽培する計画

です。農業従事者は男▲名女▲名です。所有する農機具はバックホー１台、動力噴霧器３台、背負式噴霧器２台、耕運機３台、チェーンソー５台ございます。１５ページをご覧いただきますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等になっております。違反等はございません。１８ページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□の□□方面、すぐ近くに位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

中拂議長　ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います

向山委員　はい。

中拂議長　はい。８番。

向山委員　ちょっとお聞きしますけどね。○○さんと○○さんとの年齢は？

事務局（河西）すみません、ただいま年齢にかかる資料を持ち合わせておりません。

中拂議長　すいません。私からちょっと説明させていただきます。この○○さんが、私よりちょっと下で▲▲前だったと思います。そこから□□さん○○さんが▲▲近辺、○○さん、□□さんが▲▲、▲ではないかと思います。すいません。正確な理解ではないんですけれども。

向山委員　最終的に中間から借りる○○さんっていう人は？

中拂議長　□□で農業をされている、□□を作っている人です。農業委員会でも何度かでたことがある人です。年齢は大体▲▲、▲だと思います。

向山委員　これ今回はね、東京都の奨励金の方の申請は？

事務局（河西）申請あります。

向山委員　わかりました。ありがとうございます。

中拂議長　他、よろしいでしょうか。

（全員　挙手なし）

中拂議長　それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第２、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（○○）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ですので、日程第２「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」（○○）は原案のとおり承認いたします。

中拂議長　続きまして、日程第２「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（○○）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（河西）はい、それでは説明いたします。農用地利用集積計画（案）でございます。こちらの農地につきましても、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲番▲、□□▲▲番▲▲。どちらも地目は畑で、合計▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者（貸手）は□□▲▲番地の▲▲□□▲号棟▲▲号、○○、□□▲▲番地▲、○○、利用権の設定を受ける者は（借手）、□□▲▲－▲▲○○となっております。今回の借入れ農地で、施設花きを栽培する計画です。農業従事者は男▲名です。所有する農機具等

は草刈機１台、背負式噴霧器１台ございます。２１ページをご覧いただきますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等になっております。違反等はございません。次のページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□から□□の▲▲m程進んだ所と□□に▲▲m程進んだ所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

中拂議長　ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います

島村委員　はい。

中拂議長　はい。４番。

島村委員　○○さんって、□□の卒業生ですよね、引き続きブバルとかやるんですかね？

事務局（河西）植える花きはまだ決まってないですね。施設がまだあるんですけど。

島村委員　施設ってなんか残っているの？

事務局（河西）借入地に残置の施設があります。

中拂議長　ちょっと荒れているんで、手を加えないと、ちょっとあれなんですけれども。はい。

中拂議長　他、よろしいでしょうか。

（全員　挙手なし）

中拂議長　それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第２、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（○○）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ですので、日程第２「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」（○○）は原案のとおり承認いたします。

中拂議長　続きまして、日程第３、その他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局（河西）はい。お手元に配布しております追加の資料ですね。第３６回当初農業委員会農業者大会開催計画、あと熱中症注意ですね。ご確認ください。

中拂議長　他、ありますか？

（事務局　なし）

中拂議長　特にないようですので、これをもちまして第５回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会　　委員

大島町農業委員会　　委員